

青森市急病センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、急病センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 急病患者に対し、応急的な診療を行うため、急病センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 急病センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 青森市急病センター

位 置 青森市中央一丁目22番25号

(受付時間)

第4条 青森市急病センター（以下「急病センター」という。）の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日、1月3日及び12月31日 正午から午後6時まで及び午後7時から午後11時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午後7時から午後11時まで

(使用料及び手数料)

第5条 急病センターにおいて診療を受ける者は、次の使用料又は手数料を納付しなければならない。

- (1) 使用料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
 - (2) 手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額

イ 普通診断書一通につき 2,100円
ロ 特別診断書一通につき 5,250円
 - (3) 前2号に定めのないもの及び前2号により難いものについては、規則で定める額
- （平成18条例第38・平成20条例第24・一部改正）

(使用料等の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(運営審議会の設置)

第7条 市長の諮問に応じ、急病センターの管理運営に関する基本的事項を審議するため、青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び定数)

第8条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 病院又は診療所の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 市職員

2 前項の委員の定数は、16人以内とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月条例第38号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月条例第24号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

青森市急病センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森市急病センター条例（平成17年青森市条例第208号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 青森市急病センター（以下「急病センター」という。）に、職員として看護師又は准看護師及び事務員を置き、その身分は、非常勤嘱託とする。

(職員の所属)

第3条 急病センターの職員は、健康福祉部健康福祉政策課に所属するものとする。

(診療科目)

第4条 急病センターの診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 外科

(使用料等の減免手続)

第5条 条例第6条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、青森市急病センター使用料等減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(運営審議会)

第6条 条例第7条に規定する青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月規則第5号）抄

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

青森市急病センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市急病センター条例（平成17年青森市条例第208号）及び青森市急病センター条例施行規則（平成17年青森市規則第172号）に定めるもののほか、青森市急病センター運営審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）は、青森市急病センター（以下「急病センター」という。）の管理運営について次のことを審議する。

- (1) 急病センターの事業計画
- (2) 急病センターにおいて生じた業務災害及び医療事故の処理
- (3) 急病センターにおける医師に関する事項
- (4) 急病センターにおける事務改善に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 審議会の委員は、学識経験を有するもの2人、公立病院関係者3人、私立病院関係者1人、一般社団法人青森市医師会の会員5人、一般社団法人青森市薬剤師会の会員1人、公益社団法人青森県看護協会の会員1人及び市の職員3人以内をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

(事務局)

第5条 審議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営に必要な事項は、審議会で定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

- 附 則
(実施期日)
この要綱は、平成21年7月16日から実施する。
- 附 則
(実施期日)
この要綱は、平成25年8月22日から実施する。